

3 川監第412号  
令和3年8月19日

川崎市長 福田 紀彦様

川崎市監査委員 寺岡 章  
同 植村 京子  
同 浅野 文直  
同 山田 晴彦



### 令和2年度川崎市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付します。

#### 1 審査の対象

令和2年度川崎市内部統制評価報告書

#### 2 審査の着眼点

監査委員による令和2年度川崎市内部統制評価報告書の審査は、川崎市長が作成した内部統制評価報告書について、川崎市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査するものである。

#### 3 審査の実施内容

令和2年度川崎市内部統制評価報告書について、川崎市長から報告を受け、「川崎市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に対する聴取及び照会を行った上で、審査を行った。

#### 4 審査の結果

令和2年度川崎市内部統制評価報告書について、前述のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

## 5 備考

令和2年度の評価結果は、「3件の事務事故等を重大な不備として把握したため、これらについて、本市の内部統制は、一部有効に機能していない」との判断であった。把握された重大な不備については、第三者による検証を行うなど事後処理に多大な時間と労力を要したことや関連する事務ミスが連續して発覚したこと、議会や報道で複数回取り扱われたことなど、庁内外に多大な影響を与えた事案であったことから、相当な判断と言える。

なお、内部統制の重大な不備に当たるかどうかの判断に当たっては、事案の個別具体的な態様を総合的に比較考量したことであるが、あらかじめ判断の目安となる基準等を設けておくことが、判断の透明性を確保するためには有効である。

今後、他都市における取組事例も参考にしながら、重大な不備の判断に資する基準等の作成について検討されたい。

また、内部統制は全てのリスクを防止し、又は、当該リスクの顕在化を適時に発見することができないとしても、事務事故等が発生すれば、内部統制の取組全体に対する疑念を生じさせる結果となるため、全職員が危機感を持ってリスク管理に取り組まなければならない。

一方、内部統制は継続的に見直しを行いながら構築していくものであることから、形式的かつ一時的な対応を図るのではなく、中長期的な視点に立って取り組む必要がある。

内部統制を推進していくに当たっては、発生した事務事故等の原因を追究し、効果的な再発防止策を講じるとともに、根本的にミスを発生させない仕組みづくりに組織全体で取り組み、市民の市政に対する信頼の確保と質の高い市民サービスの継続的かつ安定的な提供がなされるよう望むものである。